

茨木市中心市街地等景観形成・保全推進事業庁内検討会設置要綱

(設置)

第1 中心市街地等における景観形成及び保全の推進に関する事業を円滑かつ適切に進めるため、茨木市中心市街地等景観形成・保全推進事業庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 庁内検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中心市街地等における景観形成・保全に関する情報の収集に関すること。
- (2) 中心市街地等における景観形成・保全に関する調査研究に関すること。
- (3) 中心市街地等における景観形成・保全のための計画及び個別事業に関すること。
- (4) 中心市街地等における景観形成・保全に関する庁内関係各課間の総合調整に関すること。
- (5) その他中心市街地等における景観形成・保全の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3 庁内検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、都市整備部長の職にある者を、副会長は都市整備部都市政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等)

第4 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき若しくは会長が必要と認めたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が認めたときは、委員が指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 3 会長が認めたときは、当該会議の付議事項に関連する委員のみを出席させ、会議を開催することができる。
- 4 会長が認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 庁内検討会の庶務は、都市整備部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 共創推進課長 | 商工労政課長 | 居住政策課長 | 審査指導課長 | 市街地新生課長 |
| 建設管理課長 | 交通政策課長 | 道路課長 | 公園緑地課長 | |